



三重県公報

県章

令和7年12月23日（火）

号外

目次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
------	------	------	-----

規則

- 71 三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の（児童相談支援課）2一部を改正する規則

選管告示

- 94 政治資金規正法の規定による収支報告書の閲覧及び写しの交付に関する規（選挙管理委員会）3程の一部を改正する告示

- 95 政党助成法の規定による支部報告書等の閲覧に関する規程の一部を改正す（同）10る告示

議会訓令

- 5 三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第7条の（県議会）17規定により読み替えてその例によることとされる職員等の旅費に関する条例第13条の議長が別に定める額を定める規程

- 6 三重県政務活動費の交付に関する条例施行規程の一部を改正する訓令（同）17

- 7 三重県議会個人情報保護条例施行規程の一部を改正する訓令（同）20

**規
則**

三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年十一月二十二日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第七十一号

三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十五年三重県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(職員) 第十三条 条例第二十七条第二項の乳児院の職員の員数その他職員に關し必要な基準は、次に掲げるとおりとする。 一 家庭支援専門相談員は、乳児院において乳幼児の養育に五年以上從事した者又は法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者でなければならない。	(職員) 第十三条 条例第二十七条第二項の乳児院の職員の員数その他職員に關し必要な基準は、次に掲げるとおりとする。 一 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、乳児院において乳幼児の養育に五年以上從事した者又は法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者でなければならない。
一五 (略) (母子支援員の資格)	一五 (略) (母子支援員の資格)
第二十二条 条例第三十七条の規則で定める要件に該当する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 一四 (略)	第二十二条 条例第三十七条の規則で定める要件に該当する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 一四 (略)
四の二 フジモ家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者 五 (略)	五 (略)
(職員) 第四十条 条例第五十四条第四項の児童養護施設の職員の員数その他職員に關し必要な基準は、次に掲げるとおりとする。 一 家庭支援専門相談員は、児童養護施設において児童の指導に五年以上從事した者又は法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者でなければならないこと。	(職員) 第四十条 条例第五十四条第四項の児童養護施設の職員の員数その他職員に關し必要な基準は、次に掲げるとおりとする。 一 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童養護施設において児童の指導に五年以上從事した者又は法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者でなければならないこと。
一四 (略) (児童指導員の資格)	一四 (略) (児童指導員の資格)
第四十二条 条例第五十六条の規則で定める要件に該当する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 一三 (略)	第四十二条 条例第五十六条の規則で定める要件に該当する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 一三 (略)
三の二 フジモ家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者 四十 (略)	四十 (略)
(職員)	(職員)

<p>第七十二条　条例第七十八条第二項の児童心理治療施設の職員の員数その他職員に関し必要な基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一・二一　(略)</p> <p>三　家庭支援専門相談員は、児童心理治療施設において児童の指導に五年以上従事した者又は法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者でなければならぬこと。</p> <p>四・五　(略) (職員)</p>	<p>第七十二条　条例第七十八条第二項の児童心理治療施設の職員の員数その他職員に関し必要な基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一・二一　(略)</p> <p>三　家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童心理治療施設において児童の指導に五年以上従事した者又は法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者でなければならぬこと。</p> <p>四・五　(略) (職員)</p>
<p>第七十九条　条例第八十五条第四項の児童自立支援施設の職員の員数その他職員に関し必要な基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一　家庭支援専門相談員は、児童自立支援施設において児童の指導に五年以上従事した者又は法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者でなければならぬこと。</p> <p>二・二一　(略) (児童自立支援専門員の資格)</p>	<p>第七十九条　条例第八十五条第四項の児童自立支援施設の職員の員数その他職員に関し必要な基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一　家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童自立支援施設において児童の指導に五年以上従事した者又は法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者でなければならぬこと。</p> <p>二・二一　(略) (児童自立支援専門員の資格)</p>
<p>第八十一条　条例第八十七条の規則で定める要件に該当する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一・二一　(略)</p> <p>一一の二　精神保健福祉士の資格を有する者 一一の三　リジット家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者</p> <p>二・八　(略) (児童生活支援員の資格)</p>	<p>第八十一条　条例第八十七条の規則で定める要件に該当する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一・二一　(略)</p> <p>一一の二　精神保健福祉士の資格を有する者 一一の三　リジット家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者</p> <p>二・八　(略) (児童生活支援員の資格)</p>
<p>第八十二条　条例第八十八条の規則で定める要件に該当する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一・二一　(略)</p> <p>一一の二　精神保健福祉士の資格を有する者 一一の三　リジット家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者</p> <p>二・八　(略)</p>	<p>第八十二条　条例第八十八条の規則で定める要件に該当する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一・二一　(略)</p>

附 則

この規則は、令和八年三月一日から施行する。

憲　許　示

三重県選挙管理委員会告示第94号

政治資金規正法の規定による収支報告書の閲覧及び写しの交付に関する規程の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和7年12月23日

三重県選挙管理委員会委員長　長　尾　英　介

政治資金規正法の規定による収支報告書の閲覧及び写しの交付に関する規程の一部を改正する告示

政治資金規正法の規定による収支報告書の閲覧及び写しの交付に関する規程（昭和53年三重県選挙管理委員

会告示第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>政治資金規正法の規定による収支報告閲覧対象文書の閲覧及び写しの交付に関する規程</u> (趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第20条の2第2項の規定に基づく報告書、書面、<u>政治資金監査報告書又は確認書</u>(以下「収支報告閲覧対象文書」という。)の閲覧<u>及び写しの交付</u>について、必要な事項を定めるものとする。 (閲覧の請求)</p> <p>第2条 三重県選挙管理委員会(以下「委員会」という。)が受理した収支報告閲覧対象文書を閲覧しようとする者は、収支報告閲覧対象文書閲覧請求書(第1号様式)に所定の事項を記載して<u>委員会</u>に請求しなければならない。 (閲覧の時間)</p> <p>第3条 前条の規定による請求及び収支報告閲覧対象文書の閲覧は、委員会の書記(三重県選挙管理委員会規程(昭和44年三重県選管告示第28号)第12条に規定する書記をいう。<u>次条第1項及び第5条において同じ。</u>)について定められた執務時間中にしなければならない。 (写しの交付の請求等)</p> <p>第6条 <u>政治資金規正法</u>第20条の2第2項の規定により、委員会が受理した収支報告閲覧対象文書の写しの交付の請求(以下「交付請求」という。)をしようとする者(以下「交付請求者」という。)は、収支報告閲覧対象文書の写しの交付請求書(第2号様式。<u>次項において「請求書」という。</u>)に所定の事項を記載して<u>委員会</u>に請求しなければならない。</p>	<p><u>政治資金規正法の規定による収支報告書の閲覧及び写しの交付に関する規程</u> (趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、政治資金規正法(昭和23年法律第194号。以下「法」という。)第20条の2第2項の規定に基づく報告書、書面<u>又は政治資金監査報告書</u>(以下「収支報告閲覧対象文書」という。)の閲覧<u>又は写しの交付</u>について、必要な事項を定めるものとする。 (閲覧の請求)</p> <p>第2条 三重県選挙管理委員会(以下「委員会」という。)の受理した収支報告閲覧対象文書を閲覧しようとする者は、収支報告閲覧対象文書閲覧請求書(第1号様式)に所定の事項を記載して、<u>委員会</u>に請求しなければならない。 (閲覧の時間)</p> <p>第3条 前条の規定による請求及び収支報告閲覧対象文書の閲覧は、委員会の書記(三重県選挙管理委員会規程(昭和44年三重県選管告示第28号)第12条に規定する書記をいう。以下同じ。)について定められた執務時間中にしなければならない。 (写しの交付の請求等)</p> <p>第6条 <u>法</u>第20条の2第2項の規定により、委員会の受理した収支報告閲覧対象文書の写しの交付を請求しようとする者(以下「請求者」という。)は、収支報告閲覧対象文書の写しの交付請求書(第2号様式。以下「請求書」という。)に所定の事項を記載して、<u>委員会</u>に請求しなければならない。</p>
<p>2 委員会は、請求書に形式上の不備があると認めるときは、<u>交付請求者</u>に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、委員会は、<u>当該交付請求者</u>に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。</p> <p>3 委員会は、<u>交付請求</u>を受けたときは、<u>当該交付請求</u>があった日から起算して15日以内に、<u>当該交付請求</u>に係る収支報告閲覧対象文書の写しを交付するものとする。ただし、前項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、委員会は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、委員会は、<u>交付請求者</u>に対し、速やかに、延長後の交付期限及び延長の理由を収支報告閲覧対象文書の写しの交付期間延長通知書(第3号様式)により通知しなければならない。</p>	<p>委員会は、請求書に形式上の不備があると認めるときは、<u>請求者</u>に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、委員会は、<u>請求者</u>に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。</p> <p>委員会は、<u>法</u>第20条の2第2項の規定による請求を受けたときは、<u>当該請求</u>があった日から起算して15日以内に、<u>当該請求</u>に係る収支報告閲覧対象文書の写しを交付するものとする。ただし、前項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>前項の規定にかかわらず、委員会は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、委員会は、<u>請求者</u>に対し、速やかに、延長後の交付期限及び延長の理由を収支報告閲覧対象文書の写しの交付期間延長通知書(第3号様式)により通知しなければならない。</p>

<p>5 交付請求に係る収支報告閲覧対象文書の写しが著しく大量であるため、当該交付請求があつた日から起算して45日以内にその全てについて第3項の規定による交付をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、委員会は、当該交付請求に係る収支報告閲覧対象文書の写しのうちの相当の部分につき当該期間内に第3項の規定による交付をし、残りの収支報告閲覧対象文書の写しについては相当の期間内に同項の規定による交付をすれば足りる。この場合において、委員会は同項に規定する期間内に、交付請求者に対し、次の各号に掲げる事項を収支報告閲覧対象文書の写しの交付期間特例延長通知書（第4号様式）により通知しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 残りの収支報告閲覧対象文書の写しについて第3項の規定による交付をする期限</p>	<p>法第20条の2第2項の規定による請求に係る収支報告閲覧対象文書が著しく大量であるため、当該請求があつた日から起算して45日以内にそのすべてについて第3項による交付をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、委員会は、当該請求に係る収支報告閲覧対象文書のうちの相当の部分につき当該期間内に第3項の規定による交付をし、残りの収支報告閲覧対象文書については相当の期間内に同項の規定による交付をすれば足りる。この場合において、委員会は同項に規定する期間内に、請求者に対し、次の各号に掲げる事項を収支報告閲覧対象文書の写しの交付期間特例延長通知書（第4号様式）により通知しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 残りの収支報告閲覧対象文書について第3項の規定による交付をする期限</p>
--	--

第1号様式から第4号様式までを次のように改める。

第1号様式（第2条関係）

収支報告閲覧対象文書閲覧請求書

年 月 日

三重県選挙管理委員会委員長 あて

請求者 住 所

氏 名

電話番号

政治資金規正法第20条の2第2項の規定により、下記のとおり収支報告閲覧対象文書の閲覧を請求します。

記

閲 覧 の 範 囲	年 分
(当該年分の一部を閲覧する場合は、政治団体名等を具体的に記入してください。)	

第2号様式（第6条関係）

収支報告閲覧対象文書の写しの交付請求書

年 月 日

三重県選挙管理委員会委員長 あて

交付請求者 住 所
氏 名
電話番号

政治資金規正法第20条の2第2項の規定により、下記のとおり収支報告閲覧対象文書の写しの交付を請求します。

記

写しの交付の範囲	
郵 送	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない ※該当する□内に△印を記入してください。
備 考	

第3号様式（第6条関係）

収支報告閲覧対象文書の写しの交付期間延長通知書

第 号

年 月 日

様

三重県選挙管理委員会委員長 団

年 月 日に請求のありました収支報告閲覧対象文書の写しの交付については、政治資金規正法の規定による収支報告閲覧対象文書の閲覧及び写しの交付に関する規程第6条第4項の規定により、下記のとおり交付期間を延長します。

記

写しの交付の範囲	
交付期間を延長した後の交付を行う期限	年 月 日
交付期間を延長する理由	
事務担当 〔連絡先等〕	三重県選挙管理委員会 〔電話〕

第4号様式（第6条関係）

収支報告閲覧対象文書の写しの交付期間特例延長通知書

第 号

年 月 日

様

三重県選挙管理委員会委員長 団

年 月 日に請求のありました収支報告閲覧対象文書の写しの交付については、政治資金規正法の規定による収支報告閲覧対象文書の閲覧及び写しの交付に関する規程（以下「規程」といいます。）第6条第5項により、請求のあった日から起算して45日以内に収支報告閲覧対象文書の写しの相当の部分について交付を行い、残りの収支報告閲覧対象文書の写しについては、相当の期間内に交付を行いますので、次のとおり通知します。

記

写しの交付の範囲	
規程第6条第5項の規定を適用することとした理由	
収支報告閲覧対象文書の写しの交付を行う期限	年 月 日
残りの収支報告閲覧対象文書の写しについて交付を行う期限	年 月 日
事務担当 〔連絡先等〕	三重県選挙管理委員会 〔電話 〕

附 則

- 1 この告示は、令和8年1月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の政治資金規正法の規定による収支報告書の閲覧及び写しの交付に関する規程の規定に基づいて提出されている請求書は、この告示による改正後の政治資金規正法の規定による収支報告書の閲覧及び写しの交付に関する規程の規定に基づいて提出された請求書とみなす。

三重県選挙管理委員会告示第95号

政党助成法の規定による支部報告書等の閲覧に関する規程の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和7年12月23日

三重県選挙管理委員会委員長 長尾英介

政党助成法の規定による支部報告書等の閲覧に関する規程の一部を改正する告示

政党助成法の規定による支部報告書等の閲覧に関する規程（平成8年三重県選挙管理委員会告示第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<u>政党助成法の規定による支部報告書等の閲覧及び写しの交付に関する規程</u> (趣旨)	<u>政党助成法の規定による支部報告書等の閲覧に関する規程</u> (趣旨)
第1条 この規程は、政党助成法（平成6年法律第5号）第32条第5項の規定に基づく同条第3項の支部報告書、支部総括文書及び監査意見書（以下「支部報告書等」という。）の閲覧及び写しの交付について、必要な事項を定めるものとする。 (閲覧の請求)	第1条 この規程は、政党助成法（平成6年法律第5号）第32条第5項の規定に基づく同条第3項の支部報告書、支部総括文書及び監査意見書（以下「支部報告書等」という。）の閲覧について、必要な事項を定めるものとする。 (閲覧の請求)
第2条 三重県選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が受理した支部報告書等を閲覧しようとする者は、 <u>支部報告書等閲覧請求書（第1号様式）</u> に所定の事項を記載して委員会に請求しなければならない。 (閲覧の時間)	第2条 三重県選挙管理委員会（以下「委員会」という。）に提出された支部報告書等を閲覧しようとする者は、 <u>別記様式の支部報告書等閲覧申請書</u> に所定の事項を記載して請求しなければならない。 (閲覧の時間)
第3条 前条の規定による請求及び支部報告書等の閲覧は、委員会の書記（三重県選挙管理委員会規程（昭和44年三重県選管告示第28号）第12条に規定する書記をいう。次条第1項及び第5条において同じ。）について定められた執務時間中にしなければならない。	第3条 前条の規定による請求及び支部報告書等の閲覧は、委員会の書記（三重県選挙管理委員会規程（昭和44年三重県選管告示第28号）第12条に規定する書記をいう。以下同じ。）について定められた執務時間中にしなければならない。
第5条 (略) <u>(写しの交付の請求等)</u>	第5条 (略)
第6条 政党助成法第32条第5項の規定により、委員会が受理した支部報告書等の写しの交付の請求（以下「交付請求」という。）をしようとする者（以下「交付請求者」という。）は、支部報告書等の写しの交付請求書（第2号様式。次項において「請求書」という。）に所定の事項を記載して委員会に請求しなければならない。 2 委員会は、請求書に形式上の不備があると認めるとときは、交付請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、委員会は、当該交付請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。 3 委員会は、交付請求を受けたときは、当該交付請求があつた日から起算して15日以内に、当該交付請求	

	<p><u>に係る支部報告書等の写しを交付するものとする。ただし、前項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</u></p>
4	<p><u>前項の規定にかかわらず、委員会は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、委員会は、交付請求者に対し、速やかに、延長後の交付期限及び延長の理由を支部報告書等の写しの交付期間延長通知書（第 3 号様式）により通知しなければならない。</u></p>
5	<p><u>交付請求に係る支部報告書等の写しが著しく大量であるため、当該交付請求があった日から起算して 45 日以内にその全てについて第 3 項の規定による交付をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前 2 項の規定にかかわらず、委員会は、当該交付請求に係る支部報告書等の写しのうちの相当の部分につき当該期間内に第 3 項の規定による交付をし、残りの支部報告書等の写しについては相当の期間内に同項の規定による交付をすれば足りる。</u></p> <p><u>この場合において、委員会は同項に規定する期間内に、交付請求者に対し、次の各号に掲げる事項を支部報告書等の写しの交付期間特例延長通知書（第 4 号様式）により通知しなければならない。</u></p> <p class="list-item-l1">(1) <u>本項を適用する旨及びその理由</u></p> <p class="list-item-l1">(2) <u>残りの支部報告書等の写しについて第 3 項の規定による交付をする期限</u></p>

別記様式を次のとおり改め、同様式を第 1 号様式とする。

第1号様式（第2条関係）

支 部 報 告 書 等 閲 覧 請 求 書

年 月 日

三重県選挙管理委員会委員長 あて

請求者 住 所

氏 名

電話番号

政党助成法第32条第5項の規定により、下記のとおり支部報告書等の閲覧を請求します。

記

閲 覧 の 範 囲	年 分
(当該年分の一部を閲覧する場合は、政党名等を具体的に記入してください。)	

第1号様式の次に次の3様式を加える。

第2号様式（第6条関係）

支部報告書等の写しの交付請求書

年 月 日

三重県選挙管理委員会委員長 あて

交付請求者 住 所
氏 名
電話番号

政党助成法第32条第5項の規定により、下記のとおり支部報告書等の写しの交付を請求します。

記

写しの交付の範囲	
郵 送	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない ※該当する□内に△印を記入してください。
備 考	

第3号様式（第6条関係）

支部報告書等の写しの交付期間延長通知書

第 号

年 月 日

様

三重県選挙管理委員会委員長 団

年 月 日に請求のありました支部報告書等の写しの交付については、
政党助成法の規定による支部報告書等の閲覧及び写しの交付に関する規程第6条第4項
の規定により、下記のとおり交付期間を延長します。

記

写しの交付の範囲	
交付期間を延長した後の交付を行う期限	年 月 日
交付期間を延長する理由	
事務担当 〔連絡先等〕	三重県選挙管理委員会 〔電話 〕

第4号様式（第6条関係）

支部報告書等の写しの交付期間特例延長通知書

第 号

年 月 日

様

三重県選挙管理委員会委員長 団

年 月 日に請求のありました支部報告書等の写しの交付については、政党助成法の規定による支部報告書等の閲覧及び写しの交付に関する規程（以下「規程」といいます。）第6条第5項により、請求のあった日から起算して45日以内に支部報告書等の写しの相当の部分について交付を行い、残りの支部報告書等の写しについては、相当の期間内に交付を行いますので、次のとおり通知します。

記

写しの交付の範囲	
規程第6条第5項の規定を適用することとした理由	
支部報告書等の写しの交付を行う期限	年 月 日
残りの支部報告書等の写しについて交付を行う期限	年 月 日
事務担当 〔連絡先等〕	三重県選挙管理委員会 〔電話〕

附 則

- 1 この告示は、令和8年1月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の政党助成法の規定による支部報告書等の閲覧に関する規程の規定に基づいて提出されている申請書は、この告示による改正後の政党助成法の規定による支部報告書等の閲覧及び写しの交付に関する規程の規定に基づいて提出された請求書とみなす。

議会訓令

三重県議会訓令第5号

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第7条の規定により読み替えてその例によることとされる職員等の旅費に関する条例第13条の議長が別に定める額を定める規程を次のように定める。

令和7年12月23日

三重県議会議長 服 部 富 男

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第7条の規定により読み替えてその例によることとされる職員等の旅費に関する条例第13条の議長が別に定める額を定める規程

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年三重県条例第44号）第7条の規定により読み替えてその例によることとされる職員等の旅費に関する条例（昭和32年三重県条例第46号）第13条に規定する地域の実情を勘案して議長が別に定める額は、国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第2の1の表の区分の欄に掲げる地域に応じ、それぞれ同表の職務の級が内閣総理大臣等の欄に掲げる額とする。

附 則

この訓令は、令和8年1月1日から施行する。

三重県議会訓令第6号

三重県政務活動費の交付に関する条例施行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年12月23日

三重県議会議長 服 部 富 男

三重県政務活動費の交付に関する条例施行規程の一部を改正する訓令

三重県政務活動費の交付に関する条例施行規程（平成19年三重県議会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規程に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(旅費の計算方法) 第6条 政務活動費の支出に係る旅費については、三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年三重県条例第44号）第6条から第8条までに規定する旅費の例により、計算することができる。この場合において、同条例第6条中「職務」とあるのは「政務活動」とする。	(旅費の計算方法) 第6条 政務活動費の支出に係る旅費については、三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年三重県条例第44号）第6条から第8条までに規定する旅費の例により、計算することができる。この場合において、同条例第6条中「職務」とあるのは「政務活動」と、 <u>同条例第7条第2項から第4項までの規定中「公務雜費」とあるのは「政務雜費」と、同項及び同条例第8条中「公務上」とあるのは「政務活動上」とする。</u>
附 則 1 この規程は、平成19年5月1日から施行する。 2 令和8年3月31日までに交付される政務活動費の支出に係る旅費については、第6条の規定に	附 則 この規程は、平成19年5月1日から施行する。

かかわらず、三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（令和7年三重県条例第75号）による改正前の三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下この項において「旧議員報酬等条例」という。）第6条から第8条までに規定する旅費の例により、計算するものとする。この場合において、旧議員報酬等条例第6条中「職務」とあるのは「政務活動」と、旧議員報酬等条例第7条第2項から第4項までの規定中「公務雑費」とあるのは「政務雑費」と、同項及び旧議員報酬等条例第8条中「公務上」とあるのは「政務活動上」とする。

第10号様式を次のように改める。

第10号様式（第9条第1項第2号関係）

旅費等支出計算書（会派分、議員分）（経費区分 費）

旅 行 者 職 氏 名				
用 务				
日 程 及 び 行 き 先	年 月 日	～	年 月 日	
	都・道・府・県	(郡)	市・町・村	
	(行き先の名称)			
支 出 内 訳	1 旅費		円	
	(運賃等 1		円)	
	(運賃等 2		円)	
	(運賃等 3		円)	
	(運賃等 4		円)	
	(運賃等 5		円)	
	(自家用車使用	円／km ×	km =	円)
	(宿泊費			円)
	(宿泊手当			円)
	(加算額 1			円)
(加算額 2			円)	
(加算額 3			円)	
2 付随する経費			円	
(参加費、資料代等			円)	
(手土産代	円／箇所 ×	箇所 =	円)	
(その他 1 (内容)	円)	
(その他 2 (内容)	円)	
(その他 3 (内容)	円)	

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 10 号様式の改正規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
 - 2 この訓令による改正後の三重県政務活動費の交付に関する条例施行規程第 10 号様式は、令和 8 年 4 月 1 日(以下この項において「施行日」という。)以後に交付される政務活動費に係る旅費について適用し、施行日前に交付される政務活動費に係る旅費については、なお従前の例による。
-

三重県議会訓令第 7 号

三重県議会個人情報保護条例施行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 12 月 23 日

三重県議会議長 服 部 富 男

三重県議会個人情報保護条例施行規程の一部を改正する訓令

三重県議会個人情報保護条例施行規程（令和 5 年三重県議会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。
様式第 1 号、様式第 10 号及び様式第 16 号を次のように改める。

様式第1号（第8条関係）

年 月 日

三重県議会議長 宛て

氏名 _____

住所又は居所

〒

TEL ()

開示請求書

三重県議会個人情報保護条例第19条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

- 1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）
-

- 2 求める開示の実施方法等

ア又はイのいずれかを選択してください。

ア 事務局における開示の実施を希望する。

<実施の方法> 閲覧 写しの交付

<実施の希望日> 年 月 日

イ 写しの送付を希望する。

- 3 本人確認等

ア 開示請求者 本人 法定代理人 任意代理人

イ 請求者本人確認書類

運転免許証

個人番号カード

在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書

その他（ ）

* 請求書を送付して請求をする場合には、住民票の写し等も添付してください。

ウ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）

(ア) 本人の状況 未成年者（ 年 月 日生） 成年被後見人
 任意代理人委任者

（ふりがな）

(イ) 本人の氏名 _____

(ウ) 本人の住所又は居所 _____

エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。

請求資格確認書類 戸籍謄本 登記事項証明書 その他（ ）

オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。

請求資格確認書類 委任状 その他（ ）

様式第10号（第17条関係）

年 月 日

三重県議会議長 宛て

氏名 _____

住所又は居所

〒

TEL ()

訂正請求書

三重県議会個人情報保護条例第33条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 開示決定通知書の日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等：
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

1 訂正請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 () ※ 請求書を送付して請求をする場合には、住民票の写し等も添付してください。
3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） (1) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) (2) 本人の氏名 _____ (3) 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他 ()

様式第16号（第22条関係）

年 月 日

三重県議会議長 宛て

氏名 _____

住所又は居所

〒

TEL ()

利用停止等請求書

三重県議会個人情報保護条例第40条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止等を請求します。

利用停止等請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 開示決定通知書の日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等：
利用停止等請求の趣旨及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第2号該当 → <input type="checkbox"/> 提供の停止 (理由)

1 利用停止等請求者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 () ※ 請求書を送付して請求をする場合には、住民票の写し等も添付してください。
3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）	(1) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) (2) 本人の氏名 _____ (3) 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他 ()

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和8年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この訓令による改正前の様式第1号、様式第10号及び様式第16号の用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
- 3 この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の三重県議会個人情報保護条例施行規程の規定に基づいて提出されている書類は、この訓令による改正後の三重県議会個人情報保護条例施行規程に基づいて提出された書類とみなす。

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
